

( 別 紙 )

「都市計画法施行規則及び駐車場法施行規則の一部を改正する省令案」について

平成18年8月26日  
国 土 交 通 省

## 1 改正の背景

第164回国会において「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」が制定され平成18年5月31日に公布されました。これに伴い、この法律のうち公布より6ヶ月以内及び1年6ヶ月以内に施行される規定に係る都市計画法施行規則及び駐車場法施行規則の一部改正を以下のとおり検討しています。

## 2 都市計画法施行規則の一部改正について

- (1) 準都市計画区域の指定に当たり勘案すべき事項のうち国土交通省令で定める事項を、土地利用並びに道路及び河川の配置及び利用とする。(改正都市計画法第5条の2第1項関係)
- (2) 「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について(\*)中、2(3)④において国土交通省令で定めるものは、国の本府省等又は地方支分部局の本局の庁舎、都道府県庁及びその支庁等、市役所、特別区の区役所又は町村役場の庁舎、警視庁又は道府県警察本部の庁舎とする。(改正都市計画法第29条第1項第3号、政令第21条関係)
- (3) 「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について(\*)中、2(3)⑤において国土交通省令で定めるものは、職務上その勤務先に近接する場所に居住する必要がある職員のための宿舎とする。(改正都市計画法第29条第1項第3号、政令第21条関係)

(\*) 「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」については別途パブリックコメントを募集中です。(意見受付期間：9月20日まで)

## 3 駐車場法施行規則の一部改正について

- (1) 路上駐車場の利用に関する標識で明示する事項として、自動車の車種を追加する。(駐車場法第8条第2項、省令第1条第1項関係)
- (2) 路外駐車場設置(変更)届出書の様式に、自動二輪車の台数及び自動二輪車の駐車場の用に供する部分の面積等を追加する。(省令第2条別記様式関係)

## 4 施行期日

- ・都市計画法施行規則の一部改正のうち、準都市計画区域に関する部分  
駐車場法施行規則の一部改正

平成18年11月30日

- ・都市計画法施行規則の一部改正のうち、開発許可に関する部分

平成19年11月30日